



御所市議会議員

こんにちは！<市議会報告 vol. 26>

川本まさきです

2025 年 8 月

発行:川本雅樹

ご相談・連絡は下記まで

〒639-2314

御所市幸町 296-1

TEL 090-9881-0077

FAX 62-3858

Mail dffnq316@yahoo.co.jp

利用者や住民に寄り添った福祉行政を！

6月定例会は6月16日から6月25日

まで、10日間開かれました。私の一般質問は6月18日に行いました。主なやり取りは以下のとおりです。

採決では、市長から提出された「御所市税条例の一部を改正する条例の専決処分」の報告について「他5件を受理し、「御所市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」他7議案を可決しました。

私はすべての議案に賛成し、すべての議案が可決されました。

社会福祉協議会でのある出来事

(川本)障害福祉に関する社会福祉協議会(以下、社協と略)の対応についてお尋ねします。市内に精神遅滞とてんかんの障害がある障害等級1級のAさんがおられます。Aさんはかなり以前から社協の援助を受けて就労支援や通院支援を受けていましたが、社協の担当職員の退職に伴って、社協は障害者のサービス利用計画の作成などを休止することになりました。Aさんはやむを得ず他の事業所に業務を依頼することになりましたが、この4月から社協が事業を再開し、Aさんは再び社協と契約を結びました。ところが、Aさんの配偶者Bさんが、社協の担当者「自分でセルフプランを立てよ」と言われたことです。その方は、「重度の知的障害をもつ者はどうやってサービス利用計画を作れるのか」と憤慨されたことですが、これは事実ですか。



(理事者)社協に確認しましたが、社協と契約を結ぶことになった際、手続の段取りや内容について説明したものの、なかなか理解を得られず、またBさんの求める病院への付き添いは社協ではやっていないことを説明しても受け入れられず、Bさんが声を荒げ、それに対して職員が強く返答する場面があったことは事実のことです。

(川本)障害者総合支援法は、サービス利用計画は相談支援専門員が作成するとしています。相談支援員になるには過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験と42時間30分の研修を受ける必要があります。その後定期的な研修が必要と認識していますが、違いますか。

(理事者)おっしゃるとおりです。

(川本)そんな専門的な知識と経験が必要なのはどうしてセルフでできるのですか。また、利用者が声を荒げたとしても、対応した社協職員は丁寧に冷静な対応が必要ではないでしょうか。

(理事者)社協事務局長から当該職員に対して丁寧に対応するよう注意され、職員間でも共有されたとの報告がありました。今後は市としても社協とさらに連携を深めていきます。

(川本)社協のホームページを見ると、社協の事業として、「移動支援事業、屋外での移動が困難な障害者の方が生活上必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出時の移動支援を行う」とあります。

(理事者)移動支援の中には通院の乗降介助は含まれないということでお断りしたと聞いています。通院等乗降介助とい

うのは他の障害サービスの部分ですので、利用する場合はそちらの方で利用されている方がおられます。

(川本)では、以前に社協で病院の付き添いをしていただいていたのは、どういうことなんでしょうか。

(理事者)それは社協のご好意というか、その方の要望でちよつと枠を超えてサービスを提供されていたんだと推測されます。

(川本)利用者にすれば、今言われたような病院の付き添いは対象外ですと言われても、以前にそういうふうなサービスを受けていたとすれば、「何で？」ということになります。もう一度整理していただいて、利用者がありがたい、いいサービスをしていただいたと思えるように努力をしていただきたい。

福祉に携わる職員への配慮

(川本)この間、障害福祉行政に関わって市役所職員や社協の職員が次々と退職したり、長期休暇を取っています。業務がそれだけたいへんだということでしょうが、市長はこの状況をどのように考えるのか、どのように改善されようとしているのか、人を相手にする行政だからこそ「人を育てる」ことが必要です。そういう観点から適切な人事異動や研修、休憩の確保が必要だと思いますが、いかがですか。

(市長)市役所の障害担当者は、令和4年度以降においては、係長2名、係員1名が異動を行っており、うち1名は在籍1年で他部署に異動しています。社協においては、1年で退職した者を3名確認しています。福祉相談業務においては、利

用者との信頼関係構築は何より重要で、短期間での担当者交代により、市民サービス停滞を招いてはなりません。しかし、幅広く複雑多様な行政を推進するためには、職員は様々な職場経験を積む必要があります。

(川本)それにしても1年、2年で交代しているのは、どうでしょうか。

(理事者)1年、2年、短期間で異動するのは決していいことではないと思います。が、個々に判断してそのようなこともあり得ることだと考えています。

(川本)やはり一つのところで一定やり遂げる、いい仕事をしたという自信があつてこそ、次に進めることができると思います。途中でやめることは、本人にとっても達成感のない、市全体からしても無責任なことになりかねません。その方の前の経験がどうだったのか、それが不足するとすればどういう具体的な研修をするのか、職場でお互いの声かけとか援助のしあいとかを市全体として位置付けていただくことが必要ではないでしょうか。

(市長)ご指摘はもっともなことだと思います。一方で、昨今の多様化、複雑化する様々な案件に対して職員の数が不足しているというのも実情です。福祉行政だけでなく、庁内のあらゆる業務も同様で、精神的なフォローとなるような研修を充実させていきたい。

(理事者)関係法令の熟知だけでなく、顔の見える信頼関係を築くことが重要で、安定した雇用で経験を重ねるために、最近、社会福祉士を2名正規職員として採用しています。また、研修の機会も充実させていきます。

住民ボランティア団体「つつじメイト」への支援拡充で、高齢者移動の充実を！

（川本）社協は令和7年度は移動支援に力を入れていくとのことですが。

令和4年4月から活動している「つつじメイト」は、通院や日常の買物に付き添う住民ボランティア団体です。自らの自家用車を使って1回50円でドアツードアの付き添い支援を行っています。社協は「つつじメイト」の事務局をされています。これへの支援拡充を図るということですが、どのような拡充を行うのですか。

（理事者）「つつじメイト」の対象者は要支援1、2または総合事業対象者に認定された人で、家庭内に付き添い支援ができる家族などがいない人が対象です。現在のところ、対象地域は、大正、掖上地区に限定されています。

介護保険法に規定する介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービスDとして位置づけ、市から車の乗降1回につき300円、往復の乗り降り4回で1200円の補助を行っています。この事業は需要があるので、運転ボランティア養成講座を令和5年度から年1回開催していましたが、今年度は6月と3月の年2回に増やす予定です。

（川本）高齢者にとっても運転ならできるといって元気な高齢者の活躍の場を保障することになりますし、買物や病院など安い料金でドアツードアの移動ができる、ということも多く市民が期待しています。市としてはどのような位置づけをされていますか。

（理事者）高齢の方の移動手段として、たいへん重要な事業ですので、市

としてもバックアップしながら進めたいと考えています。

（川本）道路運送法における法体系を確認しておきたいと思います。いわゆる路線バスとかデマンドタクシーは一般乗り合い許可、それから一般タクシーや福祉タクシーは一般乗用許可を必要とします。平成18年に創設された自家用有償運送、これは登録を必要とします。そして、この住民互助による移動支援は許可も登録も必要ない道路運送法の枠外にあるという理解でよろしいでしょうか。

（理事者）そういう形になっています。

（川本）万が一、事故を起こした場合はボランティア保険が適用されますか。

（理事者）運転者は基本的には自賠責や任意保険に加入されていますが、それ以外に全国社会福祉協議会が取り扱っている活動従事者自身のけがや団体の賠償責任を保障する「福祉サービス総合補償」並びに「送迎サービス補償」に団体として加入することで万が一に備えています。



観光行政

極楽寺ヒビキ遺跡の案内看板設置

（川本）私はこのことについて過去2回、令和4年6月定例会、令和5年3月定例会の一般質問でも取り上げました。

1回目は当時の教育長が「観光客の利便性を高める手立てを研究し講じていく」と述べられ、2回目は、「南郷遺跡発掘場所に令和5年度から順次設置してまいりたい」と述べられています。にもかかわらず、現時点で設置されていません。説明を求めます。

（理事者）議員から提案をいただいた後に地元自治会長や土地所有者とともに検討を重ねたが、看板が除草処理や農作業の支障となることが分かり、実現が遅れています。

（川本）結局、今後どうされるのですか。

（理事者）今までは、山麓線から北窪のところで下に降りていった現地に近いところを考えていましたが、山麓線からすぐの所で市が管理している場所にヒビキ遺跡までの順路と文化財的な意味を簡単に書いた看板を設置したい。

（川本）いつごろ実際の施工に移るのでしょうか。

（理事者）今年の夏には施工したい。

南郷周辺にトイレ設置の進捗状況

（川本）これについても前述の2回の質問でとりあげました。1回目は「トイレの重要性を痛感している。名柄南郷間にトイレは必要と考えているので前向きに進めたい」2回目は「令和5年度から現地調査及び具体的な場所決定も含めた検討に入り、順次、設計施工へと進めたい」と述べられています。その後の進捗状況は、どうなっていますか。



（理事者）自治会長や地域関係者の方々と協議してきましたが、結果として、浄化槽からの処理水に関する懸念を抱く方が多く、総じてトイレの設置に関し反対の立場を示されています。また、トイレ管理についての心配の声も多く、高齢者の多い土地柄、日々の清掃や備品管理は、たとえ委託されても困難であるとの考えでした。このことから設置には至っていません。しかし、多くの観光客に訪れていただくには、トイレの空白地帯の解消が必要であることから、引き続き、設置実現に向けた取り組みを進めてまいります。

（理事者）最終的な区長からの返事をいただいたのは、昨年の11月です。

（川本）半年は経ちますね。こちらから聞いて初めて説明をされるが、こういう状況やから次どうしようかということの内部での議論はないのですか。

（理事者）観光戦略推進チームでは南郷区で難しいとなれば、例えば、手前の井戸区や佐田区でなんとかできないかという議論があります。

（川本）土地を提供するという方の場所とは非常に見晴らしの良い所ですが、処理水の問題で難しい、区としても同意できないとのことですが、その答えはいつ分かったのですか。

（市長）トイレに関しては他の選択肢も排除することなく進めたいと思います。議員のスピードが遅いという指摘は重く受け止めさせていただきます。

6月定例会に提出された主な議案の概要と結果

議第42号	御所市税条例の一部改正	●特定親族特別控除の創設 ●加熱式たばこの課税方式の見直し ●インターネットを用いた公示送達に関する改正	原案可決
議第44号	令和7年度御所市一般会計補正予算	●民間受託埋蔵文化財発掘調査事業（1411万4千円）他	原案可決
議第46号	動産の買入	●市内の全小中学校の児童生徒に貸与している情報端末機器の買換え（7018万7260円）	原案可決
議第47号	動産の買入	●市内の全小中学校の教職員等が使用する情報端末機器の買換え（7197万2780円）	原案可決